

地域包括支援センターだより 高齢者の尊厳と権利を 守りましょう!



～誰もが安心して暮らせる地域を目指して～

高齢者や障害者、介護や育児を担っている方など、地域には、周囲の支えを必要としている方がたくさんいます。特に、今後は、超高齢社会を迎え、認知症など何らかのハンディがある高齢者や介護をする家族の数はますます増えると予測されています。なかでも、認知症の方は、2005年の約170万人が、20年後の2025年には320万人に増えていくと推計されており、誰もがなるおそれのある病気であり、決して人ごとではありません。

私たちは今、高齢者虐待や消費者被害、振り込め詐欺など、さまざまな権利侵害の危険をはらんだ世の中で生活をしています。生命や財産を守り、また権利が侵害された状態から救うというだけでなく、本人の生き方を尊重し、本人が自分の人生を歩むことができるよう、誰もが安心して暮らせる地域を目指していきましょう。

《問合せ》介護保険課地域包括支援センター ☎24-2409

「理解力・判断力の低下」のために、悪徳商法などの被害に遭う危険性があります

認知症になると、「理解力・判断力の低下」により、適切に物事の判断ができないことがあります。

例えば、「このままにしておくと危険ですよ」「健康にいいから」などといって、高額な住宅リフォームを契約させたり、寝具や浄水器を売りつけたりする悪徳商法や、「振り込め詐欺」などがあり、認知症で判断力が十分でない方一人暮らしで周囲に相談できる人がいない方が被害者となる場合が多くなっています。

また、介護保険などのサービスを利用する際の契約や、不動産の処分、遺産分割をする際に、本人が十分な意思表示を行うことができないために不利益を被っている例も少なくありません。



安心して暮らすために

認知症高齢者など判断能力が十分でない方の権利や財産を守り、悪徳商法などの被害に遭わないようにするための公的な仕組みとして「成年後見制度」や「福祉サービス利用援助事業」があります。自分や家族の尊厳ある暮らしを守るために、ぜひ、利用を検討してみましょう。

●成年後見制度

判断能力が十分でないために、財産侵害を受けたり、人としての尊厳が損なわれたりすることがないように、法律面や生活面で支援を受ける身近な仕組みです。



【成年後見の申立手続きに関すること】神戸家庭裁判所豊岡支部 ☎22-2881

●福祉サービス利用援助事業

日常的な金銭管理や福祉サービスの利用手続が自分の判断だけではできなくなっている方の支援をしていくための制度です。

【利用手続などに関すること】豊岡市社会福祉協議会 中央センター ☎43-1333

家庭内で起る高齢者虐待の半数近くに、認知症の症状がみられます

平成18年4月に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」が施行されました。この法律は、高齢者本人と共に養護者（介護者）を支援するものです。

平成19年度の厚生労働省の調査によると、家庭内で虐待を受けた高齢者の中で、半数近くに認知症の症状がみられることがわかりました。また、高齢者虐待の要因の一つには、「介護疲れ」があるとされています。

認知症のある高齢者を介護することは、症状の特性である同じ話の繰り返しや物盗られ妄想、徘徊など、介護者の身体的・精神的負担が大変大きいものです。

時に、それらのストレスからいら立ちを感じることや、本人の望まない生活を強いてしまうことがあり、結果として虐待につながってしまうおそれがあります。

次のような行為は虐待にあ

たります。

種類	内容
身体的虐待	暴力的行為などで、身体にあざ、痛みを与える行為や、外部との接触をさせないようにすること
介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)	意図的であるか、結果的であるかにかかわらず、介護や生活の世話をしている家族が世話を放棄または放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること
心理的虐待	脅しや侮辱の言葉、威圧的な態度、無視、嫌がらせなどによって、精神的・情緒的に苦痛を与えること
性的虐待	本人と合意なく性的な行為を行ったり強要したりすること
経済的虐待	本人の合意なしに財産や金銭を使用したり、本人が望む金銭の使用を理由なく制限すること

※自分自身で必要な介護や世話を受け入れない生活をしている「セルフネグレクト(自己放任)」も社会的に問題となっています。

こんなサインを見つけたら
まず相談を！

下表の「5つの安心の目安(指標)」「暮らし」「家族」「身体」「認知症」「経済状況」は、生活する上での課題や困り事を示しています。

〈5つの安心の目安(指標)の説明〉

(財団法人厚生労働問題研究会「ご近所見守りシート」から抜粋)

サイン	説明	
暮らし	ごみがあふれている。衣類が汚れたままになっている。	定期的にごみ出しがなく、生活している印象も薄く、調理や掃除など基本的な生活状況に不安のある状態です。うまく介護保険サービスなどの利用を勧めることで、改善する可能性があります。
	しばらく顔を合わさない。新聞、郵便物がたまっている。	以前は外出していたのに、このところ外に姿を見せないというのは、家庭内の異変を知らせます。新聞や郵便物の放置も手掛かりとなります。
家族	けんかが絶えない。高齢者に会わせない。高齢者へ冷淡な態度をとる。高齢者への乱暴な扱い。	親子や夫婦でけんかをしている様子が、近所にも聞こえてくるような状況です。従来は、身内のこと、家族のこととして放置してきましたが、継続すると悲惨な状況になるおそれがあります。
	物の飛び交う音がする。怒鳴り声、泣き声がする。	ただのけんかではすまないような状況になっていることが予測されます。外傷や顔面のあざなど、生傷が絶えないようになってくると危険な状態になります。本人、介護者の双方が発するメッセージにも、注意を払います。
身体	顔色が悪い。体調不良がうかがえる。髪、ひげ、つめが伸びたままになっている。	健康状態の悪化が見受けられる状態です。あるいは、何か不安なことがあることもあります。髪、ひげ、つめの手入れ不足は、介護力の低下を示す典型例です。
	最近目立ってやせてきた。食事を摂っていないと訴える。	食べられない、あるいは、食べるものがない状態、栄養不良、健康状態の不安、急激にやせてきた、などの症状です。
認知症	深夜に出歩いている。道に迷う。	認知症の初期症状で、時間の見当がつかなくなることがあります。家族が探しているかもしれませんが、あるいは気付いていないかもしれません。万が一の危険性もありますので、十分な見守りと声掛けが必要です。
	大声を上げる。店先で支払いをめぐるトラブルになった。	隣近所にも聞こえるほどの大声が、頻繁に発生するのは、認知症と関係があることがあります。また、認知症になると、支払いをしないまま商品を手にして店を出ることもあり、窃盗と勘違いした店員とトラブルになります。
経済状況	年金があるのに、「お金がない」と訴える。	家族が年金や通帳を保管し、勝手に財産処分することもあります。あるいは、消費者被害にあって、通帳をだまし取られたりする場合があります。
	必要な介護サービスを利用していない。	介護が必要、あるいは認知症の症状があり、通所介護サービスやヘルパーの援助が適切と思われるにもかかわらず、家族が年金、通帳などを管理していて、サービスを利用させようとしていない場合があります。

このような状況が見受けられたり、「ちょっと変だな」と感じるものがあれば、市や地域包括支援センターに相談ください。結果として、何もなければ、それによ



越したことはありません。▽相談先 地域包括支援センターは、地域に暮らす高齢者の皆さんを保健・医療・福祉・介護などさまざまな面から総合的に支え、皆さんがいつまでも健康

やかに住みなれた地域で生活していけるよう支援しています。前記に関する相談は、市と地域包括支援センターで受け付けています。気軽に相談ください。



介護予防防川柳

2月25日発行の市広報で募集した介護予防防川柳の優秀作品を紹介します。

声かけは 時には人を
すくえるよ (メタボリック星人)

支えあう 近所があれば
笑顔になれる (中嶋忠男)

センター名	住所	電話番号
豊岡地域包括支援センター	城南町23-6	24-2409
城崎・竹野地域包括支援センター	城崎町湯島625-9	32-4599
城崎・竹野地域包括支援センター(竹野分室)	竹野町須谷1478	47-1425
日高地域包括支援センター	日高町祢布891-2	42-0158
出石・但東地域包括支援センター	出石町福住1302	52-7015
出石・但東地域包括支援センター(但東分室)	但東町出合433-1	54-0515